



住所又は
所在地(納税地)

令和 年 月 日

氏名又は
名称

殿

税務署長



年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 贈与税 の 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○ 納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額	
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額		
加算税 国税通則法に基づく計算	①通常分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
	②第 2 条第 2 項に係る部分	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円	
	第 66 条第 3 項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 累積納付税額	③第 1 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		④第 2 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑤第 3 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑥第 1 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑦第 2 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑧第 3 号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑨第 3 項に係る部分 (③+④+⑤)-(⑥+⑦+⑧)			円			円
		⑩第 66 条第 6 項に係る部分	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円
⑪合計額 (①+②)又は⑨+⑩			円			円		
重加算税	⑫通常分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
	⑬第 68 条第 4 項に係る部分	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円	
	⑭合計額 (⑫+⑬)			円			円	

3 この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....